

売買契約書

ふじみ野市（以下「売主」という。）を売主とし、（以下「買主」という。）を買主として、物品売買について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

物品番号	物品名	数量

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。（消費税及び地方消費税 円含む。）

※売買代金は、落札金額に10%を加算した金額

（契約保証金）

第4条 買主が納入した入札保証金は、契約保証金として全額充当する。

2 前項の契約保証金は、第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息は付さないものとする。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、売主に帰属するものとする。

（売買代金納付期限等）

第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、売主の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに、売主に支払わなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに、売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき年5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（売買物件の引渡し）

第6条 売主は、前条の売買代金の納入を確認後、当該物品を売主の指定する場所において現状有姿のまま買主に引き渡し、買主は当該物品の受領書を売主に提出するものとする。

2 買主は、売買物品の引き受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し売主の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、買主が行わなければならない。これに要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第7条 買主は、この契約締結のときから売買物件を引渡すまでの間において、当該物件が売主の責に帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合は、売主に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第8条 買主は、この契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵を発見しても、これを理由として売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第9条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合、買主が納付した契約保証金は売主に帰属するものとする。

(損害賠償)

第10条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は買主の負担とする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所を管轄する地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約書又はこの契約書に記載のない事項について疑義が生じたときは、売主、買主協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売主、買主記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 住 所 ふじみ野市福岡一丁目1番1号
ふじみ野市
氏 名 ふじみ野市長 高 畑 博

買主 住 所
氏 名

印